



野口豹藏

和語口レヤ屬國之地名
阿三在陀語ニ翻譯ナキ

持江府ノ口レヤ古語之文云

佛家老。ヲ口レヤ石ト云人
ハ使節。レサノ口ト云

口レヤ國王アレキサト云

特別
リ 5
15548
5



15548

口口國王 アレキサント

御家老 シロシサウ

御使節 シサント



今日本高地神崎に碇を入り口口國王の使節
 一人シサント船長クルフセステヤル趣を
 一 口口國王に御教一千八百四年八月十日
 六月廿五日同州の航使デ王子ニルカマ内
 コツペニアガ
 カナアリア島並アメリカ州の内ブラ
 リヤ國より勅
 海を巡り曆教一千八百四年九月三日
 カムニカウトに至り同九月十日八月
 七日同州の航使
 三十三日海上に強世の別業
 船長シサント
 今日本高地神崎に碇を入り口口國王の使節

江府より呈書并出奉形所へて右軍抄趣進出
 へて付右書後沖也後内檢使に先出候中守子布古ハ
 江戸表に持参呈上守古ハ出奉形所へて先出候
 國王命を信るに付仰分他人に事附属候様難仕
 隠中より信る者呈書に大意お尋知先事定付候
 夷地信牌^{シロ}に候^ル所候中上守古ハ取候事^テ以^テ奉^ル献
 貢江府お禮お勤前以^テ出^ル所地^ニ自^ラ國^ノ信^信係^ヲ獲
 此^レ且^ニ又^ニ交易^ノ儀^ニ付^テ而^シテ^モ心^ヲ懸^ク候^モ也^ナ

一 右船番組の推定より日布人四人ロヤ人の推定あり
 外番組の人数も亦中々日本人有儀より十二人等以
 前ロヤ國に漂着候に付連渡^{ツレ}候^ルに右ノ段ロヤ
 國船中より若手ヤ^ル也^ナ

カビタシヘンテレキ
 トウフ

右ノ通カビタシ中守古ハ知解仕候上守古
 文化元年九月七日
 大小通^ツ候^ル間
 一 寛政五年十月廿五日仙臺山航仕翌年九月廿日
 以ロヤ國へ漂流船に航申候^ル事^ニ關^ステ^モ先^ニ申^上ル^ル事^ナ
 ワカミヤ^ル

私物之無受人
之有目非何事
看々仙臺之人

之口三人病死強九人口之口國之所在

佐平 甲子

弟平 甲子

伊左 乙子

右十 乙子

右之若國王分持之文
口之口使言之役人
和解任先上之口上

子九月七日

口之口國之船長崎之口之口之口

爾等之論をむねに承りて長崎に在る
棉切支丹之教を禁固之禁也之係之友是也
書冊に持渡りておられ必害也之係之友是也
之悟存して長崎之口之口之口之口之口
之研究して上陸之口之口之口之口之口

美加

石川 右監 書判
村上 大守 書判

改曆指揮と奉りて之
寛政五年

アモニヨウスヒ

久他元手子九月廿日

恭敬而

一 大日本國王陛下ニロシヤ國王不進呈する書上載る
るを以て貴國に代りて 義久よの由り申す事ヲ得
能く申すに次ニ本國と親しく國王御ウト家と
一と一と女王カタリイナ事ニと此二代子と云
國々 一と一と何事陸國フランス國工ケレス國イ
リヤ國イスパニヤ國を外國に戦争先發と
いつレ歐羅巴ノ諸國に太平に及ばし日本國

けんがく

る儀を本邦の島隔たりと云ふ國々地方
不幸なる是と信じて一に候やと云ふ言
義を極利信義ヲ強ひし後及び事ニ
昔々貴國に仁徳と義と女王カタリイナ義
重なる事不斗も先年申す如く船難に連
累國に漂先代に甘其人と云國に之故國にた
十二年前自出た船仕に連累しを命に
若くは極利の事申すに及ばし日本國に
再び本國に寄る事をおかすは其時

先年日本 （オランダ） 威海を自置すは公を（オランダ） 下し
 御し、（オランダ） 伊豆守に以江府お徳を任以末本團に
 言義使指し、於方る之と案定を承に依て
 大日本國王陛下に禮拜とお祈り、（オランダ） 三十分ハ身極む
 指し心指し長カアムル（オランダ） 官ニラアヤトトと若令
 御海ハ本意不本國に由れ法は、後子知事由甘
 仰事本國に法は示也示小祈り、（オランダ） 良きあり
 一 先年新船三隻本國に漂流せし、（オランダ） 本國に人
 格有仁心也本國に連日中

一 轉手本國の事以信に及ばし及事多き致に甘
 此一書呈し、向付仰りて、（オランダ） 此本國にありてあり
 前件より申す事其能む人承りて、（オランダ） 是交易お進め
 お方ては本國に由ヤラヤツクも由、（オランダ） 有也アリカア
 テキエス（オランダ） カムシカツカ 是等も、（オランダ） 島も分所海也船影、（オランダ） 像
 ちるも、（オランダ） 此船探りて、（オランダ） 伊豆守に依りて、（オランダ） 是又向付事
 團に人本國に由り、（オランダ） 伊豆守に漂流せし、（オランダ） 此本國に
 是又本國に格助海探り、（オランダ） 伊豆守に命

下し物又高法おこ付のハカ
ニラアトサット正具の中合
之西方の各々以事出せし
江戸所法お多る度より

謹頁

一時半仕込、類々化物

大鏡

狩虎之皮

象牙細工物

一 銃炮大巾色

右を徴し、各々、得た自國
貢上物、所照物、等々、お
此外國各々、奇品、お五
ホルグにおおし即して、三
年六月三十四

即しては
尋ねての
下字

ロシア國王

アレキサンドル

國老 ヲロニサフ

おまろシマ國王、お
おまろシマ國王、お
おまろシマ國王、お

てう
和作の傳書に後
レサノット
和作の傳書に後
レサノット
和作の傳書に後
レサノット

子九月

通初目附
大中通初

一 尚方國主アレキサントル之像多天と命運
叶ひて創業モスコビアの像多天と命運
王とて今領を統ふる國とて

モスコビア
ウラテイミル
カサン
ミヘリメン
キミア
ノウコロツト
アスタラカン
タウクヤン
テエルラロラ
ホツカ
ヤラウスラウ
ウノトルスカ

ケルソ子ノス
スモ、スカ
ホトリ
リノフラント
セミカリエン
コレリエン
ウイノアツトカ
ユコリエン
ノヲコロツト
フラトルスカ
レヨルシエン
ノルウエン
プレスカウ
エノストラント
タノルラント
サモニキテイエン
テウエトル
ホルカリエン
ベルシエン
ニワウヤンラント
ユウエリエン
ストルシエン
シルセスシエン
エウエリエン
コレテイカレス
メステイテウ
カルタリミアン
カワルテイニスラント
コリエン
スニスウイギホルステイン
テイトルヤセン
リヤサン
ストウ
ヘロノラセリスク
ラルテヒエルタ

あり外山國ありこは厚きお花なり
大もロシア國使きたりし者しサントトナリ
つあ和洋仕業上りし上

子
九月

通列目付
大十通詞

ロシア國の日本との道法

- ロシア國府ヨリ 九百里
- デエ子ニルカ迄 六百里
- テエ子ニルカ迄
- エニゲエント迄

- エニケテラント迄 二千里
- カナアリア迄 三千里
- カナアリア島迄 三千里
- ブラシジカ迄 三千里
- フランジリヨリ 四千里
- ニルケサ島迄 四千里
- ニルケサ島ヨリ 三千里
- カムレカウトカ迄 三千里
- カニカウトカ迄 千里
- 日本國ニテ

メ九一万四千百里

文化元年甲子九月七日長崎沖流黃島
二五ノ其布捨徳也之旗合等方之其後
漢内高寄ニ相免ノ松平肥前守殿政形
物敷ニ程四禮沖中ニ浮有之

一 尚子年西泊戸町方番所松平抱前守殿
少支配ニ付陣供也之松平筑前守方
大村信忠守殿其亦不ノ陣所也建

題詞御役人本多某殿
本書寫録之

野口豹藏 寫

